

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

弔慰金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の役員等に対し、弔慰金の支給について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規程で役員等とは、理事及び監事の職にある者をいう。

(弔慰金額)

第3条 前項に規定する者が死亡したときは、次の区分によりその遺族に弔慰金を支給する。

役員等 10,000円

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか特に会長が必要と認めるときは、この限りでない。また上記弔慰金の他花輪等を支給することができるものとする。

附 則

この規程は、昭和62年5月27日から施行する。